

新設

準中型自動車免許

平成29年3月12日
道路交通法改正により新設

運転できる車両は車両総重量7.5t未満・最大積載量4.5t未満・乗車定員10人以下です。

Point 1

18歳以上から取得可能!!

Point 2

普通車免許を取得せずにダイレクトで取得することが可能!!



改正前には18歳の方が取得可能な最大積載量3~4t程度の車両を運転できる 免許はありませんでした。
この制度により18歳になったばかりの方でも「準中型免許」を取得し、職場などでトラックを運転することが可能になります。

でも、はじめから大きな車ではハードルが高いですよね?!
...というわけで、免許をお持ちでない方が受ける教習課程には普通車での教習も含まれています。



【第一段階】基本操作および基本走行(教習所内での教習)
はじめは普通車から。
AT車にも1時限乗車します。計12時限。
後半は準中型車に。
6時限の教習と修了検定(技能試験)で使用します。

【第二段階】応用走行(一般路上での教習)
普通車: 高速教習を含む12時限の教習は普通車でいきます。
準中型車: 11時限の教習、卒業検定(技能試験)は準中型車でいきます。

所持免許別教習時限数

所持免許	第1段階		第2段階		学科合計	技能合計
	学科	技能	学科	技能		
なし・原付	10	12	6	17	27	41
自動二輪	0	10	6	3	3	39
普通車AT	0	0	4	0	9	13
普通車MT	0	0	8	1	9	17
準中型5t限定AT			準中型車による4時限の技能教習(限定解除審査)			
準中型5t限定MT			準中型車による8時限の技能教習(限定解除審査)			



教習車例: 普通車



教習車例: 準中型車

準中型免許を取得する際の視力の条件は、普通車取得の条件と異なります。
▶片眼0.5以上、両眼0.8以上の方、深視力誤差2cm以内の方(眼鏡・コンタクトレンズ使用可)※カラーコンタ不可となります!!
次に、よく寄せられる 質問を紹介させていただきます!!



Q1 準中型の適性試験(適性検査)は どうなりますか?

A

- 中型免許と同じ合格基準になる為、
- 視力・聴力・運動能力・深視力の検査があります。

※深視力とは、遠近感や立体感を感じる動的な遠近感の判断能力のこと。検査は、三棒(せんかん)試験という方法で行われます。

この棒が『奥から手前』に、『手前から奥』に動くのが見えます

3本の棒が並ぶように 直前にボタンを押すのがポイント

Q2 準中型免許で普通車は運転できますか?

A

- もちろん、運転できます。
- 準中型免許は最大積載量4.5トン未満、車両総重量7.5トン未満の車まで運転できます。

Q3 準中型免許は、AT免許はありますか?

A

- ありません。MT免許のみとなります。
- AT免許希望の方は普通免許を取得しましょう。

Q4 準中型自動車の反則金などはどうなりますか?

A

- 準中型自動車の反則金や放置違反金は、普通自動車より車格が大きいものとして区分され、大型自動車等と同額とされています。

Q5 準中型免許でも、取得後1年間は初心者マークが必要ですか?

A

- はい。運転経験がない準中型免許取得者は、初心者マークの表示義務の対象となります。
- ※ただし、準中型免許取得者が普通自動車を運転する場合、初心者マークの表示義務の対象とはなっていません。